

日本学生支援機構の給付奨学金(家計基準)の審査における  
支給額算定基準額の算定のための課税証明書の見方

令和2年度(令和元年度) 市・県民税 所得・課税証明書(例)

第 〇〇〇 号

納税義務者	住所	■■■■市市谷本村町10-7		生年月日	平成6年4月1日
	氏名	機構 次郎			

合計所得金額	2,487,200 円
所得の内訳	
給与所得	2,487,200 円
雑所得	0 円
事業所得	0 円
不動産所得	0 円
譲渡所得	0 円
一時所得額	0 円
【以下余白】	
収入	
給与収入	3,787,000 円
公的年金収入	0 円
繰越控除	0 円
総所得金額等	2,487,200 円
【備考】	

所得控除合計額	1,558,050 円
所得控除の内訳	
控除対象配偶者	一般老人・その他の同一生計配偶者
配偶者特別控除	0 円
特定	0 人
扶養親族	老人(うち同居) 0 人
その他	1 人
扶養障害者	特別(うち同居) 0 人
他障害	0 人
本人該当	障害者特別・原爆・他障害 0 人
	寡婦・寡夫 0 人
	勤労学生 0 人
	未成年 0 人
雑損	0 円
医療費	0 円
小規模企業共済等掛金	0 円
社会保険料	568,050 円
生命保険料	0 円
地震保険料	0 円
16歳未満扶養親族	1 人
課税標準額	929,000 円
課税総所得金額	929,000 円
課税山林所得金額	0 円
【以下余白】	

市県民税	市民税	県民税
税額控除前所得割額	74,320 円	18,580 円
(税源移譲前)	(55,740 円)	(37,160 円)
税調整控除額	6,000 円	1,500 円
(税源移譲前)	(4,500 円)	(3,000 円)
住宅借入金等特別税額控除額	0 円	0 円
(税源移譲前)	(0 円)	(0 円)
寄附金税額控除額	0 円	0 円
(税源移譲前)	(0 円)	(0 円)
【以下余白】		
税額調整額	0 円	0 円
減免前所得割額	68,300 円	17,000 円
減免税額	0 円	0 円
所得割額	68,300 円	17,000 円
(税源移譲前)	(51,200 円)	(34,100 円)
均等割額	4,000 円	1,000 円
市県民税額	90,300 円	

上記について相違ないことを証明する。

令和2年7月1日

■■■■市長 機構 太郎

上記の課税証明書は一例であり、特定の市町村のものではありません。課税証明書(自治体によっては「所得証明書」)の書式は自治体によって大きく異なります。自治体により、例に記載されている項目が存在しなかったり、名称が異なったりする場合があります。ただし、「所得のみ記載されている証明書」や「税額のみ記載されている証明書」では、支給額算定基準額は算定できません。上記の例では、支給額算定基準額の算定に直接用いない項目は、背景をグレーで表示しています。なお、下記は令和2年度の税情報を用いた見方です。

- 課税証明書の「年度」は、「その年度の前の年の収入」に関するものです。奨学金に申し込んだ時期や適格認定の時期により、審査で参照する年度は異なります。
  - 氏名が生計維持者または申込者(奨学生)本人のものである必要があります。
    - なお、給付奨学金の支援区分は、全ての生計維持者と申込者(奨学生)本人の全員の支給額算定基準額を合算した額により決まります。
  - 本人該当の区分が障害者・寡婦(寡夫)・未成年のいずれかに該当する方で、合計所得金額が125万円以下である場合は、支給額算定基準額が0円になります。
    - なお、「本人該当」の「本人」は課税証明書の氏名の方を指します。また、自治体によっては、未成年かどうかは区分に掲載されない場合があります。
    - このとき、未成年かどうかの判定は、生年月日を参照しううえで、課税証明書の年度の初日の属する年の1月1日(上記の例では、令和2年1月1日)になされています。
  - 以下の計算式により算定された金額が総所得金額等以下である場合、支給額算定基準額が0円になります。
 
$$35万円 \times (1 + \text{扶養親族の数} \star 1) + (32万円 \star 2)$$
    - ★1 扶養親族の数とは、以下の合計です。
      - ・控除対象配偶者(自治体によっては「同一生計配偶者」表記)に一般または老人またはその他の同一生計配偶者が該当している場合、1人。
      - ・扶養親族の、特定と老人とその他(自治体によっては「一般」)の人数の合計。なお、老人の同居は内数なので合算しないでください。
      - ・16歳未満扶養親族の人数。
    - ★2 扶養親族の数が1人以上である場合のみ、32万円を加算します。
- なお、「総所得金額等」が記載されていない場合、「合計所得金額」から「繰越控除」(繰越損失)を差し引いた額が「総所得金額等」です。繰越控除がない場合、総所得金額等と合計所得金額は同額です。総所得金額等の記載がある場合、繰越控除は使いません。
- 上記③④に該当せず、課税証明書の年度の初日の属する年の1月1日時点で生活保護法に定める生活扶助を受給していない場合には、以下により支給額算定基準額を算定します。
 
$$\text{課税標準額} \times 6\% - (\text{調整控除額} + \text{調整額}) \star \text{計算結果100円未満切り捨て}$$
    - ★ 課税者が政令指定都市である場合、(調整控除額+調整額)の部分を3/4します。
    - ・課税標準額について
 

所得割額の基礎となる金額で、総所得金額等から所得控除合計額を差し引いたものを指します。これに税率をかけたものが所得割になります。課税標準額が明示されていない場合、課税証明書中の「課税〇〇所得金額」(分離課税によるものも含む。)の合計額が課税標準額です。
    - ・調整控除額について
 

平成19年度に、国から地方への税源移譲として、所得税の税率が引き下げられ、住民税の税率が引き上げられました。このとき、所得税と住民税の人的控除(配偶者控除等)の額に差があったため、納税者の負担が増加しないよう、この額を税額から控除することになったものです。支給額算定基準額の算定に必要なのは、地方税法第314条の6に基づく市町村住民税の調整控除額です。都道府県民税分は参照しません。また、政令指定都市では「税源移譲前」の項目が付記されている場合がありますが、これも参照しません。
    - ・調整額(税額調整額)について
 

所得割額には非課税となる所得の限度が設定されており、所得がその限度以下であると非課税となります(上記④)。

④の額を少し超える程度の所得の人は所得割額を課税されることとなりますが、そのまま納税した場合には、納税後の実質的な所得が④の額を下回る場合があります。そのようなことが生じないよう、④の額を少し上回る所得の方については、所得割額から一定の額を控除し、調整することとなっているものです。支給額算定基準額の算定に必要なのは、地方税法附則第3条の3第5項に基づく市町村住民税の調整額です。都道府県民税分は参照しません。また、政令指定都市では「税源移譲前」の項目が付記されている場合がありますが、これも参照しません。当該項目が存在しないなど、記載されていない場合には、0円として扱います。自治体によっては、備考欄等に記載されている場合もあります。

- 上記の例を用いた具体的な計算方法(この証明書の発行者[課税者]■■■■市は政令指定都市とします。)
- 上記③の基準については、障害者・寡婦(寡夫)・未成年のいずれでもなく、合計所得金額が125万円を超えるので、該当しません。
  - 上記④の基準については、計算結果172万円(=35万円×(1+3人)+32万円)となりますが、総所得金額等のほうが多いので、該当しません。
  - 上記③④の基準に当てはまらなかったため、上記⑤により計算すると、支給額算定基準額は51,200円((929,000円×6%-6,000円+0円)×3/4=51,240円)から100円未満を切り捨てになります。